

北海道カヌー協会総会議案



日 時 2023年5月27日(土)
10:00~
場 所 砂川市地域交流センターゆい

1. 会長挨拶

2. 協議事項

- 1) 2022年度事業報告及び収支決算報告について
- 2) 2023年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 3) 役員、監査委員、会計の選任について

3. その他

令和4年度総会の事務局長説明

令和4年度事業報告における説明

1・コロナ過が収束を見せない中、それぞれ加盟団体の創意工夫により、SL/WW・SP共に選手の競技力向上に向け活動がおこなわれた。又、第77回国民体育大会は栃木県栃木市（SP）、塩谷市（SL/WW）で開催された。詳細は、令和4年度事業報告を参照。

令和4年度決算における説明

- 1・国体関連費用（交通費、宿泊費、食費等）の増額が顕著になっている。収入においては長年の負担金及び会費等の据え置きが継続されていて、物価の高騰に伴う各種支払い額の増による収支のバランスが取れていない現状にあり、数年にわたり短期借入金による運営となっている。
- 2・競技力向上推進事業について増額となっている。例年競技力向上推進事業については、実施計画、実施報告により、個人（選手・指導者）口座に入金されている。R4年度も確実に事業が推進され、SP.SL/WW共確実に成果が出てきていると確認する。
- 3・その他、事業報告書並びに収支決算書、事業別収支内訳等を参照願います。

令和5年度事業計画（案）・令和5年度収支予算（案）における説明

- 1・此処十数年前より、各種負担金、会費等の見直しは行われていなく、数年前より短期借入金の充当で、バランスを維持してまいりましたが、R3年度決算で、短期借入金20万円の返済を繰り延べる事態となりました。R4年度予算では、国体開催経費等の支払い資金の不足必要額（宿泊費、交通費等の経費支払い）が90万円を超える額となりました。これも短期借り入れにより執行いたしました。北海道スポーツ協会からの交付金支払い後の清算において資金の不足となりR5年度へ70万円の借入金繰り延べと成りました。
- 2・これから先の協会運営を安定的に行う為に必要な対策を、理事会で協議を行った結果、各種負担金、及び会費の改定を行うことが必要との結果となりました。
R5年度予算案の備考欄及び、規約（定款）付則2条関係「会員及び加盟団体等の負担金の額」の表（朱書き）に価格改定の詳細を記してありますのでご参照願います。
新年度から数年にかけて安定的な財政運営を行う為には、必要不可欠な課題ですので慎重なご検討をお願いいたします。

令和5年度役員改選

- 1・令和5年度は改選期に当たり、会長、副会長2名、理事7名以内の改選期となっていることから、現職会長、副会長他、現職理事7名も改選となります。又、会長推薦理事についても改選期となります。
- 2・R4年度において会計担当茂地千晴氏より退任の届けが出されておりましたが、後任の推薦が無く、今日までの間会計業務を継続して頂いておりました。よって、会計の選任、監事の2名の選任も必要と成ります。

※それぞれの項目で、不明の事がありましたら、メール・FAX等でご質問頂きます様よろしくお願いいたします。（メール・toreil10@yahoo.co.jp FAX・0145-26-2741）多田

令和4年度事業報告

本協会は、カヌースポーツの普及・振興と競技力向上の2大目標を達成するために、令和4年度事業計画に基づき事業を実施した。

1 カヌースポーツの普及・振興に関する事業

(1) 登録会員の増加促進

令和4年度の登録会員は正会員1名（前年度1名）、日本カヌー連盟A会員107名（同96名）、B会員18名（同26名）の合計126名（同123名）であった。

(2) 普及の組織的推進

スポーツ庁、北海道、日本カヌー連盟によるガイドラインの確立等により中止となる大会が大幅に減り、諸大会が開催されるようになった。

当協会においても引き続き感染予防策を徹底したうえで日帰強化練習の実施及び全道大会を開催し、競技の普及及び選手育成に努めた。

スプリント委員会では、苫小牧市において7月に国体北海道ブロック予選大会を開催した。

スラローム委員会では、三笠市において7月にiカップ、8月にフリースタイル大会および国体北海道ブロック予選大会を開催した。

また、インターネットを通じた広報活動により、普及促進、情報提供を行った。

(3) 指導者育成

各委員会において、大会開催・強化練習等の事業を通じ、指導体制づくりを図っているところである。

(4) 安全対策

ライフジャケットの着用等水辺の活動での注意事項、トラブル発生時の対処等の知識と技術を身につけるとともに、ジュニア選手や一般カヌー愛好者に対する周知徹底を行った。

また、スポーツ安全保険等への加入周知に努め、万が一の事故に備えている。

(5) 大会支援

道内各地で開催する大会の共催及び後援をし、カヌーの普及と組織支援を行った。

(6) 環境保全

練習、競技会を通じて河川の清掃活動等、環境保全への意識啓発に努めた。

(7) 感染症対策

日本スポーツ協会・北海道スポーツ協会・北海道・日本カヌー連盟における感染予防に関するガイドラインに則り感染予防策を講じた上での練習及び大会の開催に努めた。

2 競技力向上に関する事業

(1) 競技力向上事業

スプリント、スラローム・ワイルドウォーターともに日帰り練習を行い、各専門委員会や指導者が連携して集中的・効果的に強化すべく、カヌー技術の向上に努めた。

① カヌースプリントについて

5月から10月まで苫小牧市白鳥湖にて日帰り練習を行った。

今後も効率的な練習、指導法を工夫し、大会参加の機会を増やししながら選手の意識啓発、競技力向上を目指していく。

② スラローム・ワイルドウォーターについて

大会の開催や参加により技術の向上を図った。また、各種行事を通して将来の選手発掘と強化を行っている。

③ 競技力向上推進事業助成金（北海道スポーツ協会）について ※2月末現在

配分額 1,004,000円

執行額 977,760円

参加者 指導者 延48名 選手 延125名

(2) 国民体育大会について

3年ぶりに栃木国体が開催され、スラロームワイルドウォーターでは入賞者があった。

令和5年（2023年）以降の国体本大会開催予定は以下の通りである。

年度	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	2026(R8)年
回数	-	第78回	第79回	第80回
会場地	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
名称	特別国民体育大会	国民スポーツ大会	国民スポーツ大会	国民スポーツ大会

(3) その他大会参加について

海外派遣選手選考会、パラカヌー海外派遣選手選考会、フリースタイル選手権大会などへの参加があった。

3 財政の確立

会費収入及び事業収入の安定化を進めるほか、寄付金、賛助金などを募り、財政確立に努めた。

(1) 会費について

賛助会員の増加を図るため、少年カヌー競技者や一般愛好者の支援と理解を得ることに努めた。

(2) 寄付金の協力要請

理事負担金や、寄付金等により協会運営にご協力をいただいた。

4 令和4年度主要行事

NO.	名称	期日	開催地	主管等
1	令和4年度第1回理事会	5月9日	オンライン	事務局
2	令和4年度総会	5月26日	オンライン	事務局
3	スプリント日帰り強化練習	5月～10月	苫小牧市白鳥湖	SP委員会
4	スラロームワイルドウォーター日帰り強化練習	5月～10月	三笠市ほか	SLWW委員会
5	第46回北海道カヌーワイルドウォーター選手権大会・第46回カヌースラローム大会兼第77回国民体育大会予選会	7月18日	三笠市幾春別川	SLWW委員会
6	第25回北海道ジュニアカヌー選手権大会・第42回北海道カヌースプリント選手権大会兼第77回国民体育大会予選会	7月24日	苫小牧市白鳥湖	SP委員会
7	スプリント強化合宿	9月17～19日	南富良野町 かなやま湖	SP委員会

大会参加

NO.	名称	期日	開催地	主管等
1	カヌースプリント海外派遣選手選考会	3月21～27日	香川県坂出市	香川県SP委員会
2	日本カヌーフリースタイル選手権大会	4月17日	山形県朝日町	山形県フリースタイル委員会
3	全国高校総合体育大会	8月3～6日	香川県坂出市	高体連カヌー専門部
4	第77回国民体育大会カヌー競技(SP)	10月7～10日	栃木県栃木市	栃木県SP委員会
5	第77回国民体育大会カヌー競技(SLWW)	10月7～10日	栃木県塩谷町	栃木県SLWW委員会

共催事業

NO.	名称	期日	開催地	主管等
1	全道高校総合体育大会予選会	6月 3 ₂ 日	南富良野町	高体連カヌー専門部
2	第8回北海道カヌースプリント短距離選手権大会・第6回北海道パラカヌースプリント選手権大会	6月19日	滝川市	滝川市 B&G 海洋センター
3	ダウン・ザ・テッシ オ ペツ 2022 兼 第19回北海道カヌーツーリング大会	7月17日	美深町～音威子府村～中川町	実行委員会

後援事業

NO.	名称	期日	開催地	主管等
1	石狩川下覧権	7月23日	砂川市	実行委員会
2	カヌーレスキュー講習会	7月16日	東川町	三笠カヌークラブ
3	カヌー体験試乗会	7月17日	砂川市	砂川ヨットカヌー協会
4	マリンスポーツフェスティバル 2022	7月18日	滝川市	滝川市 B&G 海洋 センター
5	第32回北海道学生カヌー選手権大会		千歳川	北大カヌークラブ

令和4年度 収支決算報告書

R5. 3末現在

収 入

(単位 円)

項 目	4年度予算額	4年度決算額	差額増減	備 考
1、会費収入	740,000	811,000	71,000	
①特別賛助会費	0	0	0	
②役員負担金	90,000	100,000	10,000	理事負担金
③クラブ年会費	120,000	130,000	10,000	13団体×10000円
④会員登録費	530,000	581,000	51,000	正A・B会員 116名(A108B18)
2、事業収入	440,000	455,000	15,000	
①競技参加収入	200,000	300,000	100,000	国体予選・滝川・ヒクマ参加料など
②事業協賛金	240,000	155,000	-85,000	役員の特別協賛(国体)理事12名
3、補助金収入	2,130,000	2,638,060	508,060	
①国体予選会開催補助	100,000	84,000	-16,000	北海道協会スポーツ協会
②競技力推進事業補助	30,000	65,360	35,360	北海道協会スポーツ協会
③国体派遣費補助	2,000,000	2,488,700	488,700	国体派遣費補助
4、負担金収入	400,000	420,000	20,000	
①国体等参加負担金	400,000	420,000	20,000	
②公認・登録料	0	0	0	
5、諸収入	437	23,002	22,565	
①利息	2	2	0	預金利息
②保険料			0	
③その他	435	23,000	22,565	SP大会謝金寄付
6、前年度繰越金	120,563	120,563	0	
仮収入合計	3,831,000	4,467,625	636,625	
7、特記：借入金		700,000	700,000	
①前年度繰越借入金		200,000	200,000	多田氏
②R4.7.28	★	400,000	400,000	多田氏
②R4.9.21		100,000	100,000	酒匂氏 R5.1.13返済
③R4.9.28		400,000	400,000	酒匂氏 R5.1.13返済
③R4.9.30	★	100,000	100,000	多田氏
収入合計		4,967,625		支出に対して収入不足にて借入金充当した額

支 出		(単位 円)		
項 目	4年度予算額	4年度決算額	差額増減	備考
1、事業費	660,000	781,209	121,209	
①道選手権・国体予選	500,000	575,942	75,942	
②公認コース検定料	100,000	99,000	-1,000	コース公認3区分
③その他大会	60,000	106,267	46,267	
2、競技力向上事業	140,000	64,360	-75,640	
①ジュニア合宿	30,000		-30,000	
②指導者研修会	10,000		-10,000	
③活動助成金	100,000	64,360	-35,640	
3、普及活動費	423,000	485,000	62,000	
①日本カヌー連盟登録料	300,000	363,000	63,000	
②公認審判登録料	1,000		-1,000	
③道体協加盟負担金	112,000	112,000	0	
④東北ブロック負担金	10,000	10,000	0	
4、国体派遣費	2,390,000	3,381,578	991,578	
①国体派遣費	2,150,000	3,010,698	860,698	選手団旅費・宿泊費
②国体関係諸費	240,000	370,880	130,880	選手ジャージ代他
5、運営費	105,000	50,459	-54,541	
①会議費	20,000	0	-20,000	会場使用料
②需用費	20,000	35,444	15,444	サーバー管理・印刷・用紙
③通信運搬費	50,000	15,015	-34,985	切手・郵送代・振込手数料
④広告宣伝費	15,000	0	-15,000	国体選手団応援広告(国体計上11000円)
6、予備費	113,000	30,000	-83,000	事務局手当て
支出合計	3,831,000	4,792,606	-961,606	
7、特記：借入金		700,000		
①R3年借入繰越		200,000		多田氏借入
②R4年借入繰越		500,000		多田氏借入

収入

4,967,625

支出

4,792,606

令和5年繰越金

175,019


借入金残高： 700,000円


令和4年度会計監査報告書

北海道カヌー協会の令和4年度に関する収支決算に関する書類、諸帳簿、預金通帳などを監査した結果、いずれも適正に処理されているものと確認し、収支決算報告書と相違ないことを証します。

5
令和4年4月2日

北海道カヌー協会

監事 永浦 利加子 

監事 草野 孝治 

令和5年度事業計画（案）について

本協会は、カヌースポーツの普及・振興と競技力向上の2大目標を達成するために、令和5年度事業計画を策定し、実施する。

1 カヌースポーツの普及・振興に関する事業

(1) 登録会員の増加促進

登録会員は普及状況を示し、都道府県協会の活動の評価基準として国体ブロック予選の選手割当数の基準となる。

北海道から競技の火を消さないよう会員拡大に引き続き努力する。

(2) 普及の組織的推進

初心者講習会や体験講習会等を開催し、カヌー全般の裾野を拡げる努力をするとともに、広報活動を行う。

(3) 指導者育成

審判講習会、競技力向上事業を通じ、新たな知識、技術の習得や協会事業への参加を促す。※会員登録を継続しないと審判資格を喪失します。

(4) 安全対策

安全管理のため、指導者・選手は、ライフジャケット着用等の水辺での活動における注意事項、トラブル発生時の対処等の知識と技術を身につけるとともに、ジュニア選手や一般カヌー愛好者に対する周知徹底を行う。

会員は、スポーツ安全保険等に加入することを義務付ける。

(5) 大会支援

カヌーの普及と組織支援のため、大学・高校選手権大会、道内各地で開催するカヌーツーリングや大会の共催及び後援を行う。

(6) 環境保全

練習、講習会、競技会を通じて河川清掃等を行い、活動場所である「自然」に対する保全意識を高めるよう啓発する。

2 競技力向上に関する事業

(1) 競技力向上事業

各種大会における成績向上のため、日帰り練習や合宿を行い、各専門委員会や指導者との連携により、集中的・効果的な強化に努め、カヌー技術の向上と普及を目指す。

①カヌースプリントについて

強化合宿、全国大会出場を通じて、全国レベルの選手を育成することを目標とする。その他、事業実施を通じ、指導者の交流と指導力向上を目指す。

②カヌースラローム、ワイルドウォーターについて

選手の増加、育成を目指し、成年選手への強化合宿、各種大会に参加を呼びかけるとともに、ジュニアからの選手育成に取り組み、各年代合同で強化練習を行い、技術の向上を目指す。

(2) 国民体育大会について（開催地略図別添）

特別国民体育大会 10月13日（金）～16日（月）

・スプリント

鹿児島県 ^{いさし}伊佐市 ^{いき ひしかり}伊佐市菱刈カヌー競技場

・スラローム・ワイルドウォーター

鹿児島県 ^{ゆうすいちよう}湧水町 ^{とどろき せ}轟の瀬特設カヌー競技場

3 財政の確立

近年、国体派遣費における宿泊費および交通費の値上がりに伴い、短期借入入れを行い、助成が出た後に精算するといった状況が続いている。これは当協会においての資金が不足していることを表すものであり、こういった状況は当協会運営においては憂慮すべき問題である。

今後の当協会運営における財政確立のため、令和5年度より一部の会費および負担金について価格の改定を行う。

(1) 会費について

日本カヌー連盟賛助会員 A の登録者・・・北海道カヌー協会登録料 3,000円
とする

北海道カヌー協会クラブ会費・・・1団体 15,000円とする

北海道カヌー協会役員理事負担金・・・1人 10,000円とする

国体参加者自己負担金（選手・監督）・・・1人 30,000円とする

(2) 寄付金の協力要請

理事会、委員会で寄付金等特別支援の協力を努め、協会の運営安定に努力する。

(3) 助成金について

北海道スポーツ協会の助成金について、情報の把握に努め、有効活用を図る。

4. 令和5年度主要行事予定

No.	名称	期日	開催地	主管等
1	令和5年度第1回理事会	4月14日	オンライン	事務局
2	令和5年度総会			事務局
3	ジュニア日帰り強化練習	5月～10月	苫小牧市白鳥湖	SP委員会
4	SL・WW日帰り強化練習	5月～10月	三笠市ほか	SL委員会
5	第47回北海道カヌーワールドウォーター選手権大会・第47回カヌースラローム大会兼特別国民体育大会予選会	7月16日	三笠市幾春別川	SL委員会
6	強化合宿（SP）	7月下旬	苫小牧市白鳥湖	SP委員会
7	第26回北海道ジュニアカヌー選手権大会・第43回北海道カヌースプリント選手権大会兼特別国民体育大会予選会	7月23日	苫小牧市白鳥湖	SP委員会
8	強化合宿（SL・WW）		三笠市ほか	SL委員会
9	強化合宿（SP）	9月中旬	南富良野町	SP委員会
10	合同日帰り強化練習	1月～3月	札幌市ほか	SP・SL委員会

大会参加

No.	名称	期日	開催地	主管等
1	全国高校総合体育大会	8月2日～6日	山形県西川町	高体連カヌー専門部
2	全国中学生カヌー大会	7月14日～17日	愛知県みよし市	愛知県SP委員会
3	特別国民体育大会カヌー競技会（スプリント）	10月13日～16日	鹿児島県伊佐市	鹿児島県SP委員会
4	特別国民体育大会カヌー競技会（スラローム・ワールドウォーター）	10月13日～16日	鹿児島県湧水町	鹿児島県SLWW委員会
5	SL・WW ジャパンカップ第1戦～5戦	4月～10月		各県SLWW委員会

共催事業

No.	名称	期日	開催地	主管等
1	全道高校総合体育大会北海道予選会	6月 日	南富良野町	高体連カヌー専門部会
2	第9回北海道カヌースプリント短距離選手権大会・第7回北海道パラカヌースプリント選手権大会	6月18日	滝川市	滝川市B&G海洋センター
3	ダウン・ザ・テッシ オペツ 2023 兼第20回北海道カヌーツーリング大会	7月15日・16日	美深町～音威子府村～中川町	実行委員会
4	カヌー体験研修会	8月下旬		安平の森カヌークラブ

後援事業

No.	名称	期日	開催地	主管等
1	マリンスポーツフェスティバル 2023	7月17日	滝川市	滝川市B&G海洋センター
2	石狩川下覧権	7月22日	雨竜町～砂川	実行委員会
3	カヌー体験試乗会	7月23日	砂川市	砂川ヨット・カヌー協会
4	第33回北海道学生カヌー選手権大会		千歳川	北大カヌークラブ
5	カヌー初心者講習会	2月中旬	安平町	安平の森カヌークラブ

令和5年度収支予算(案)

収 入

(単位 円)

項 目	4年度予算額	5年度予算額	差額増減	備 考
1、会費収入	740,000	1,015,000	275,000	
①特別賛助会費	0	0	0	
②役員負担金	90,000	200,000	110,000	理事20名(5000→10000)
③クラブ年会費	120,000	195,000	75,000	13団体×15000円(10000→15000)
④会員登録費	530,000	620,000	90,000	会員 A100名 @6000 B10名@2000
2、事業収入	440,000	460,000	20,000	
①競技参加収入	200,000	250,000	50,000	国体予選会参加料
②事業協賛金	240,000	210,000	-30,000	役員の特別協賛(国体)理事21名
3、補助金収入	2,130,000	2,650,000	520,000	
①国体予選会開催補助	100,000	85,000	-15,000	北海道体育協会
②競技力推進事業補助	30,000	65,000	35,000	北海道体育協会
③国体派遣費補助	2,000,000	2,500,000	500,000	国体派遣費補助
4、負担金収入	400,000	630,000	230,000	
①国体等参加負担金	400,000	630,000	230,000	30000×21名
②公認・登録料	0	0	0	
5、諸収入	437	981	544	
①利息	2	2	0	預金利息
②保険料	0	0	0	
③その他	435	979	544	
6、前年度繰越金	120,563	175,019	54,456	借入金繰越700,000
収入合計	3,831,000	4,931,000	1,100,000	

支 出

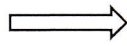
(単位 円)

項 目	4年度予算額	5年度予算額	差額増減	備考
1、事業費	660,000	750,000	90,000	
①道選手権・国体予選	500,000	550,000	50,000	
②公認コース検定料	100,000	100,000	0	コース公認3区分
③その他大会	60,000	100,000	40,000	
2、競技力向上事業	140,000	90,000	-50,000	
①ジュニア合宿	30,000	30,000	0	
②指導者研修会	10,000	10,000	0	
③活動助成金	100,000	50,000		
3、普及活動費	423,000	478,000	55,000	
①日本カヌー連盟登録料	300,000	350,000	50,000	
②公認審判登録料	1,000	1,000	0	
③道体協加盟負担金	112,000	112,000	0	
④東北ブロック負担金	10,000	15,000	5,000	
4、国体派遣費	2,390,000	3,260,000	870,000	
①国体派遣費	2,150,000	2,900,000	750,000	選手団旅費・宿泊費
②国体関係諸費	240,000	360,000	120,000	選手ジャージ代・広告料など
5、運営費	105,000	80,000	-25,000	
①会議費	20,000	20,000	0	会場使用料
②需用費	20,000	35,000	15,000	印刷・事務消耗品・サーバー
③通信運搬費	50,000	25,000	-25,000	切手・郵送料・振込手数料
④広告宣伝費	15,000	0	-15,000	国体選手団応援⇒国体費用枠
6、予備費	113,000	73,000	-40,000	事務局会計手当てなど
7、借入金返済		200,000		3年返済計画
支出合計	3,831,000	4,931,000	1,100,000	

役員改選について（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

旧役員理事

会長	橋本 聖子
副会長	大河 明彦
理事長	酒向 勤
副理事長	長田 宏志
副理事長長	佐藤 祈
理事	猪股 浩徳
理事	武田 修一
理事	鈴木 誠
理事	菅原 浩子
会長推薦理事	神川 仁
〃	永田秀次郎
〃	吉川 一茶
〃	小島 武史
〃	後藤 修一
〃	鈴木 博之
〃	吉田 智昌
〃	矢田 信仁
〃	高篠 和憲
〃	相田 健志
〃	馬場 仁志
〃	金澤 駿吾
〃	山谷 歩積
〃	
監事	永浦 利加子
監事	草野 孝治



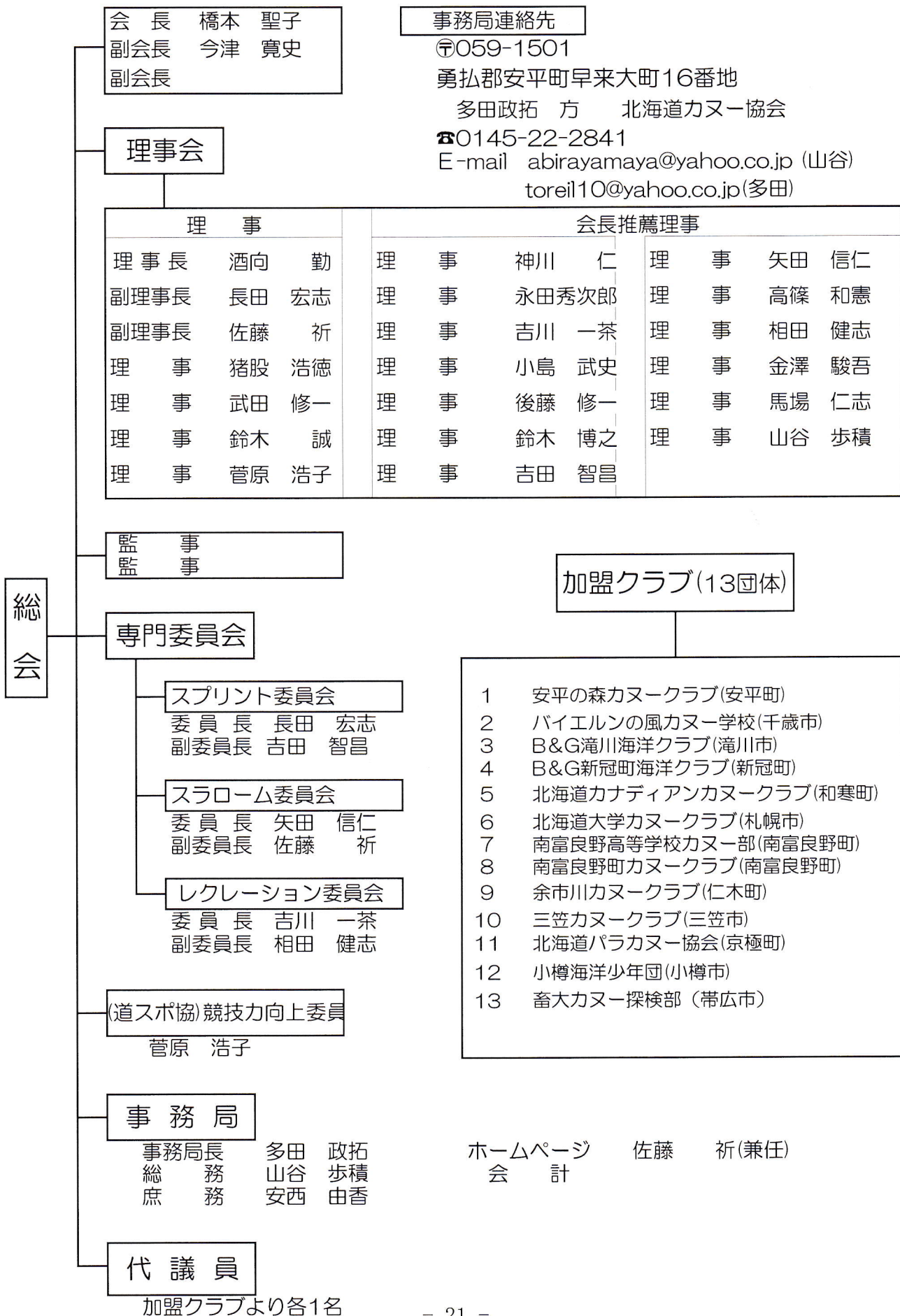
新役員理事

会長	橋本 聖子
副会長	今津 寛史
理事長	酒向 勤
副理事長	長田 宏志
副理事長	佐藤 祈
理事	猪股 浩徳
理事	武田 修一
理事	鈴木 誠
理事	菅原 浩子
会長推薦理事	神川 仁
〃	永田秀次郎
〃	吉川 一茶
〃	小島 武史
〃	後藤 修一
〃	鈴木 博之
〃	吉田 智昌
〃	矢田 信仁
〃	高篠 和憲
〃	相田 健志
〃	馬場 仁志
〃	金澤 駿吾
〃	山谷 歩積
〃	
監事	
監事	

専門委員会		旧	新
スプリント委員会	委員長	長田宏志	長田宏志
〃	副委員長	吉田智昌	吉田智昌
スラローム委員会	委員長	矢田信二	矢田信二
〃	副委員長	佐藤 祈	佐藤 祈
レクリエーション委員会	委員長	吉川一茶	吉川一茶
	副委員長	相田健志	相田健志
(道スポ協) 競技力向上委員		菅原浩子	菅原浩子
事務局	事務局長	多田政拓	多田政拓
〃	総務	山谷歩積	山谷歩積
〃	庶務		安西由香
〃	会計	茂地千晴	
〃	ホームページ	佐藤 祈	佐藤 祈

北海道カヌー協会組織図

(役員任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)



北海道カヌー協会加盟団体名及び代表者氏名、住所

No.	クラブ名(所在地)	代表者名	住 所
1	安平の森カヌークラブ(安平町)	多田 政拓	059-1501 勇払郡安平町早来大町16
2	バイエルンの風カヌー学校(千歳市)	鳥畑 博嗣	066-0068 千歳市蘭越58-13
3	B&G滝川海洋クラブ(滝川市)	猪股 浩徳 (担当長谷部優太)	夏季 073-0041滝川市西滝川10 B&G海洋センター 冬季 滝川市二の坂東3-2-1滝川スポーツセンター内滝川海洋クラブ担当者
4	B&G新冠町海洋クラブ(新冠町)	武田 修一	059-2402 新冠郡新冠町中央町25-6 新冠町民センター
5	北海道カナディアンカヌークラブ(和寒町)	酒向 勤 (事務局草野孝治)	098-2233 中川郡美深町東3条南7丁目16-159
6	北海道大学カヌークラブ(札幌市)	部長 河合 康介	060-0817 札幌市北区北17条西12丁目北海道大学サークル会館内カヌー部
7	南富良野高等学校カヌー部(南富良野町)	鈴木 誠	079-2404 空知郡南富良野町幾寅 南富良野町教育委員会
8	南富良野町カヌークラブ(南富良野町)	伊井 雄治	079-2401 空知郡南富良野町幾寅 南富良野町役場内
9	余市川カヌークラブ(仁木町)	菅原 浩子	048-2045 余市郡仁木町北町6-46-4
10	三笠カヌークラブ(三笠市)	高篠 和憲	068-2102 三笠市西桂沢411
11	北海道パラカヌー協会(京極町)	城田 幸俊	044-0121 虻田郡京極町三崎89-6
12	小樽海洋少年団(小樽市)	奥野 正 (小牧寿里)	代表)047-0152小樽市新光4-16-14渡辺方 事務)047-0261小樽市銭函2丁目36-3
13	畜大カヌー探検部(帯広市)	佐藤 笑	080-0028 帯広市西18条南39丁目8-5 ユニブ・コープ・レジデンスA314号室
	南富良野高等学校カヌー部(南富良野町)	担当者近野先生	079-2404 空知郡南富良野町字幾寅1853番地2

北海道カヌー協会規約(定款)

(名 称)

第1条 本会は、北海道カヌー協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、勇払郡安平町早来大町16番地 多田政拓宅に置く。

(組 織)

第3条 本会は、カヌースポーツの愛好者をもって組織する。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦とカヌースポーツの普及発展に資することを目的とする。

(任 務)

第5条 本会は、公益社団法人日本カヌー連盟に対しては、北海道を代表し、北海道スポーツ協会に対しては北海道カヌー界を代表する。

(事 業)

第6条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 北海道選手権大会及び各種競技会の開催
- (2) 全日本選手権大会及びその他の競技会に対する北海道代表選手の選定派遣
- (3) カヌー、カヤック等に関する調査研究及び普及指導
- (4) レクリエーションとしてのカヌースポーツの普及と援助
- (5) カヌースポーツに関する指導員及び審判員の養成並びに資格認定
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 2名以内
- (5) 理 事 20名以内
- (6) 監 事 2 名

2 名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、理事会において推挙し総会において選任する。

- 2 理事は、総会において7名以内を選出するものとし、他に会長の推薦により、13名以内の理事を選ぶことができる。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任するものとする。
- 4 本会に加盟する各団体から、代議員1名を選出するものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代理する。
- 3 理事長は、理事会を招集し、会務の運営を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、理事会の議決事項をつかさどる。
- 6 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び専門委員会とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会議の議長がこれを決する。

3 会議の議長は、総会を会長があたり、理事会は理事長がこれにあたる。

(総会)

第12条 総会は、第7条第1項の役員及び加盟クラブ代議員(1名)をもって構成し、毎年4月に開催する。ただし、必要に応じ会長の招集により、臨時総会を開催することができる。

(総会の付議事項)

第13条 総会に掲げる事項は、別に定めるもののほか次に掲げるものとする。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 役員選任に関する事項
- (3) 事業計画及び事業予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事及び事務局長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の作成及び実施に関する事
- (2) 予算の編成及び決算に関する事
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) 役員選出に関する事
- (5) 加盟、脱退の承認に関する事
- (6) 加盟負担金に関する事
- (7) その他、本会の運営に関する重要な事項

(専門委員会)

第15条 本会の円滑な事業運営を図るため、次の委員会を置く。

- (1) スラローム委員会
- (2) スプリント委員会
- (3) レクリエーション委員会

2 委員会は必要に応じて開催し、次の事項を計画執行する。

- (1) 競技日程の調整に関する事
- (2) 選手派遣に関する事
- (3) 大会運営に関する事
- (4) その他、本会の運営活動に必要と認められる事

(事務局)

第16条 本会に事務局を置き、次の職員で本会の事務を処理する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) その他の職員 若干名

2 事務局長及びその他の職員は、会長が委嘱するものとし、事務局長は会務を総括する。

3 その他の職員は、事務局長の指揮を受け、本会の庶務、会計を処理する。

(経費)

第17条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 公共団体の補助金及び交付金
- (2) 寄付金
- (3) 会員負担金
- (4) 加盟団体の負担金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第18条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

第1条 本会の統轄するカヌーとは、全てのカヌースポーツを総称する。

第2条 会員及び加盟団体等の負担金の額は、別に定める。

第3条 この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

第4条 この規約の改正は、平成20年7月12日から施行する。

第5条 この規約の改正は、平成22年4月1日から施行する。

第6条 この規約の改正は、平成22年4月8日から施行する。

第7条 この規約の改正は、平成23年6月6日から施行する。

第8条 この規約の改正は、平成25年5月11日から施行する。

第9条 この規約の改正は、平成28年4月2日から施行する。

第10条 この規約の改正は、平成30年4月29日から施行する。

第11条 この規約の改正は、令和元年6月8日から施行する。

第12条 この規約の改正は、令和5年5月27日から施行する。

会員及び加盟団体等の負担金の額(附則第2条関係)

(単位：円)

種 別	日本カヌー連盟	北海道カヌー協会	計	備 考
A登録会員	3,000	3,000	6,000	新規、継続会員
B登録会員	1,000	2,000	3,000	同上 (中学3年生以上)
B登録会員	1,000	1,000	2,000	同上 (中学2年生以下)
クラブ登録料	—	15,000	15,000	北海道カヌー協会に納付
理事負担金	—	10,000	10,000	同上

※ 登録料及び負担金については、北海道カヌー協会に納付頂き、北海道カヌー協会が日本カヌー連盟に納付いたします。

※ B登録会員は日本カヌー連盟が主管する競技大会には参加できません。

北海道カヌー協会振込口座

銀行名 北海道銀行早来支店
口座番号 (普) 0553989
口座名義人 北海道カヌー協会 会計 茂地 千晴
(ホッカイドウカヌーキョウカイ カイケイ モチ チハル)

北海道カヌー協会表彰規定

- 第1条** 本会は、北海道カヌー協会（以下「本会」という）規約第6条第6項に関する事を定める。
- 第2条** 表彰は、北海道カヌー競技の健全なる普及振興に貢献したもので、次の各号の一に該当するものについて行う。
- (1) 多年にわたりカヌー競技の普及振興に寄与し、その功績の顕著な者、又は団体
 - (2) 多年にわたりカヌー競技の指導者として、その功績の顕著な者
 - (3) 国際的又は全国的なカヌー競技において特に優秀な成績を挙げ、その功績の顕著な者、又は団体
 - (4) 前各号のほか、本会会長が特に功績顕著と認めた者、又は団体
- 第3条** 表彰は、加盟競技団体から推薦されたもの及び本会が特に必要と認める者について本会理事会において選考し、本会総会の承認を受けて行う。
- 2 前項の団体からの推薦は、別に定める「北海道カヌー協会表彰推薦書」により作成し、本会に提出するものとする。
- 第4条** 第2条の表彰は、表彰状及び記念品を贈って行う。
- 第5条** 表彰は、必要を生じた場合にその都度行うものとする。

附 則

- 第1条** この規定は平成30年3月31日から施行する。

《参考資料》鹿児島特別国体開催地

